住宅用

太陽光発電システム補助金制度

応募締切：2014年3月31日(月)

補助金制度の詳しい内容はJ-PECのホームページで

www.j-pec.or.jp

太陽のチカラを、暮らしのチカラに。
エネルギーは、家庭でつくる時代へ。

一般社団法人 太陽光発電協会
太陽光発電普及拡大センター

太陽光発電システムを、すべての日本の屋根へ。

新たな電力供給源として、再生可能エネルギーへの期待が高まっています。
中でも太陽光発電は、発電時にCO_2を排出しないクリーンなエネルギーとして注目され、
住宅を始め、公共・産業施設においても導入量は増えています。
より多くの太陽光発電システムを、より多くの住宅へ普及させるために、設置費用の一部を補助します。

補助金制度

Q 太陽光発電システム補助金制度とは?

A 太陽光発電システムを購入・設置すると、国から補助金が出る制度です。

■正式名称は「住宅用太陽光発電導入支援補助金」です。
■本補助金制度の目的は、住宅用太陽光発電システムの価格低下を促しつつ、市場の拡大を図ることにあります。
■経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入復興対策基金造成事業費補助金交付要綱に基づく補助事業者として、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が募集を行うものです。

補助金額

Q 補助金額はいくらですか?

A 補助対象となるシステムの金額によって補助金単価が異なります。

	1kW当たりの補助対象経費（税別）	1kW当たりの補助金単価
1	2.0万円を超えて 41.0万円以下	2.0万円
2	41.0万円を超えて 50.0万円以下	1.5万円

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW以上の場合は、9.99kWとして算出します。

例えば1kW当たりの補助対象経費（税別）が400,000円で、公称最大出力が4.6kWのシステムの場合の補助金額は、

20,000円 × 4.6kW = 92,000円 となります。

対象者

Q 誰でも申込みできますか?

A 住宅に対象システムを設置しようとする個人または法人が申込みできます。

ただし、申請者は、太陽光発電システム購入者（契約者）、かつ電灯契約者（電力受給契約者）であることが原則です。

申請者 ＝ 太陽光発電システム購入者（契約者） ＝ 電灯契約者（電力受給契約者）

1 電灯契約を結んでいる個人（個人事業主含む）、法人、または建物の区分所有等に関する法律に規定する管理者。ただし太陽光発電システムを設置する住居を第三者に賃貸する場合は、その貸借人が電灯契約を結ぶこと。
2 事業を営んでいない個人の場合は、国が行うCO_2排出削減事業等に参加の意思を表明すること。

補助対象経費

Q 補助対象経費に含まれるものは何ですか?

A 以下の機器・設置工事費です。

- ●太陽電池モジュール ●架台 ●パワーコンディショナ
- ●接続箱 ●直流側開閉器 ●交流側開閉器
- ●設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事費・安全対策費等含む）

対象システム

Q どんな太陽光発電システムでも大丈夫?

A 補助対象システムは次の要件を満たし、かつ、J-PECにより登録されていることが条件です。

1 電気が住宅で消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆潮されるもの。
2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが、10kW未満であること。
3 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用であること。
4 1kW当たりの補助対象経費が50万円（税別）以下のシステムであること。

応募締切

Q いつまでに申込みをすればいいですか?

A

補助金申込に必要な書類をご送付ください。

*年度末の申込みの場合は、完了報告書の提出期限が短くなることがありますので、ご注意ください。
*補助金申込額が予算の範囲を超えた場合は、その前日をもって申込受付を停止とします。

補助金を受取るまでの流れ

補助金申請では、「工事前」と「工事後」の2回の書類提出が必要です。
詳しくはJ-PECホームページでご確認ください。

補助金申込書を提出する

必要書類の準備

書類をJ-PECへ郵送

補助金申込書の到着日から14稼働日で審査
（提出書類に不備がない場合）

「補助金申込受理決定通知書」の受領

STEP2 工事中

工事する

工事の開始

- 対象システムの工事着工（新築・既築）
- 引渡し（建売）

※受理決定日以降であること。

工事後に写真を撮る

※設置工事費控除等で、工事前、工事中の写真撮影が必要な場合があります。

電力受給を開始

STEP3 工事後

完了報告書を提出する

必要書類の準備

書類をJ-PECへ郵送

「補助金申込受理決定通知書」に記載の提出期限までに送付（当日消印有効）

原則、新築：**9ヶ月**以内
既築・建売：**6ヶ月**以内

「補助金交付決定通知書」の受領

GOAL

補助金が振り込まれる

完了報告書の提出時に、振込口座情報の記載ミスにご注意ください。
交付金の振込遅れの原因となりますので、十分ご確認の上、提出してください。

完了報告書の最終提出期限は、2014年11月28日（金）です。（当日消印有効）

補助金申請の前に、記入漏れや必要書類をご確認ください。

金額の記入漏れや写真の添付し忘れなど、書類の不備があると審査に時間がかかります。
ご提出前に「手続きのチェックシート」で必要書類をご確認ください。

補助金の申込みにあわせて、設備認定の申請手続きも行ってください。

J-PECでは工事後の完了報告提出時に「電力受給契約確認書」等のコピーが必須書類となります。2012年7月に開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、電力受給契約時に設備認定を受けておく必要があります。設備認定には時間がかかりますので、補助金の申込みと同じ時期に設備認定の申請をすることをおすすめします。

設備認定の問い合わせ先

JPEA代行申請センター（JP-AC）
TEL:03-5501-2001
http://www.fit.go.jp/

補助金申込受理決定後に申込み内容の変更を行う場合、以下の「変更手続き」が必要になります。

システム変更

計画変更承認申請

※原則として、対象システムの工事着工前・引渡し前（建売）

- 太陽電池モジュールの出力合計の変更(増減)
- 太陽電池モジュールの型式、枚数の変更
- パワーコンディショナの型式、台数の変更

期限変更

計画変更承認申請

- 完了報告書提出期限の延長

※期限変更した場合でも2014年11月28日（金）までしか延長できません。

中止承認申請

- 対象システムの設置を中止する場合
- 太陽光発電システム付建売住宅の購入を中止する場合

※以下については変更できません。ただし、着工前であれば、中止承認申請書を提出いただき、承認後に改めて申込むことが可能です。

- 手続代行者（販売者）を変更する場合
- 受給地点（設置場所）を変更する場合

1 補助金申請のポイント

補助金申請の手続きを、行政書士やシステム販売者などに依頼することができます。

補助金申請には多くの書類や手続きが必要ですので、手続代理者（行政書士等）や手続代行者（システム販売者等）に依頼することができます。しかし、申請手続きは業者任せにせず、申請内容や手続きの手順、期限等は把握してください。また、必ずコピーをとり、1部を控えとしてお手元に保管してください。

補助金を利用して設置した太陽光発電システムは、法定耐用年数の期間内（17年）は、管理・運用が必要です。

この補助金を利用して設置した太陽光発電システムは、法定耐用年数の期間内は承認なしに処分することができません。処分する場合は、事前にJ-PECの承認を受けてください。

2 太陽光発電システムの購入や工事の際のトラブルについて

太陽光発電システムの普及に伴い、トラブルの相談が増加しています。被害を防ぐためには、複数業者に見積もり依頼して、比較検討することをおすすめします。
不明な点や不安なことをよく確認の上、販売業者を慎重に選ぶことが重要です。

《主な相談事例》

消費者委員会「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」概要資料（平成24年3月27日）より

■不実告知（不正確・過剰な説明）に関する相談

- ●販売時に聞いた売電量と実際の売電量が違う。
- ●設置したシステムが補助金の対象外であることが、後でわかった。
- ●十分な説明もなく、急がされて契約させられた。

■迷惑な勧誘方法に関する相談

- ●来訪した業者に、強引に契約させられてしまった。
- ●はっきり断っているのにしつこく何度も家に来る。

■施工に関する相談

- ●工事後に雨漏りが発生し、補償問題に。

3 自立運転について

停電・災害時でも、太陽光発電システムがあれば、電気が使えます。

住宅用太陽光発電システムは、地震等の災害で停電した場合においても、自立運転に切り替えることで、電力が得られます。

使用にあたってのポイント

①システムに損傷がないことを確認してください。
②手動でパワーコンディショナの本体にある運転切り替えスイッチを操作することで、自立運転に切り替わります。
③発電した電力は、パワーコンディショナ本体や屋内外の壁面に設置してある「自立運転専用コンセント」を通じてのみ供給されます。通常利用されているご家庭のコンセントから電力供給することはできません。
④停電が回復したときは、手動で通常運転（連系モード）に切り替えてください。
⑤太陽電池モジュールの設置容量が大きくても、取り出せる電力は最大1,500Wまでとなりますので、100V/15Aを超えない機器を接続してください。

夜間は使用できません。昼間であっても日射量に応じて発電する電力が変動します。また、発電量の低下で機器が正常に動作しなくなる場合がありますので特に以下のことに注意が必要です。

①生命に関わる医療器具や、灯油やガスを用いた暖房器具への接続はしないでください。
②電源が切れると故障したり、情報が失われる恐れのある機器（バッテリーのないパソコンや各種情報機器）への接続はしないでください。
＊各メーカーごとに切り替え方法や注意事項が異なりますので、詳しくは取扱説明書をご確認ください。

＊各社の自立運転の案内については、太陽光発電協会ホームページの下記URLでご覧いただけます。

http://www.jpea.gr.jp/14links01.html#10

一般社団法人 太陽光発電協会 太陽光発電消費者相談センター
TEL.03-6206-1187 FAX.03-6268-8566 E-mail:soudan@jpea.gr.jp
〈受付時間〉土･日･祝祭日、および当協会所定休日を除く平日の10:00～12:00、13:00～16:00

太陽光発電システム、おすすめの4つのポイント!

1 環境にいい!

太陽の光を電気エネルギーに変える発電時に、地球温暖化の原因となるCO_2を排出しません。太陽光発電の普及は、環境を守るために大きな役割を果たします。

2 設置しやすい!

水力や風力など他の再生可能エネルギーの発電設備にくらべて、システムの大きさや設置場所を選べるため、都市や住宅街でもカンタンに設置できます。

3 停電や災害に強い!

住宅用太陽光発電システムは、停電した場合においても自立運転に切り替えることによって電力が得られます。

4 余った電力を買取ってもらえる!

太陽光発電システムで作られた電力のうち、使われずに余った電力を電力会社が買取る制度があります。

補助金申請での質問や疑問がある場合は、まず、J-PECホームページへ。

❶「よくある質問」をご覧ください。

「よくある質問」では、皆様からのお問い合わせの多い内容とその回答をご確認いただけます。

解決しなかった場合は

❷「お問い合わせ」をクリック。

■お問い合わせフォームへご記入

■お電話の場合は、下記コールセンターまで

TEL:043-239-6200 または 043-239-7800

(受付時間:平日 9:20〜17:20　※年末年始を除く)

※お電話のかけ間違いにご注意ください。

書類送付の前には、十分ご確認いただきますようお願いいたします。
本制度の詳細はホームページをご覧ください。

一般社団法人 太陽光発電協会
太陽光発電普及拡大センター

www.j-pec.or.jp

〒261-7112 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト12F
TEL:043-239-6200　FAX:043-239-6201
※お電話のかけ間違いにご注意ください。